

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（3号機破損燃料用輸送容器の追加）に係る面談
2. 日時：令和2年6月12日（金）13時40分～17時55分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、高木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当2名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（3号機破損燃料用輸送容器の追加）に係るこれまでの面談等における原子力規制庁からのコメントに対して、資料に基づき以下の説明があった。

- 輸送容器に入れる破損燃料の状態について
- ハンドル部の変形が大きい燃料棒の健全性について
- 密封を担保するための締め付けトルクの管理について
- 除熱評価における中性子遮蔽材（レジン）及び燃料被覆管の設計基準温度並びに密封評価におけるリング（ふっ素ゴム）の設計基準温度について
- 破損燃料用輸送容器の安全評価条件が健全燃料と同様であることの方について
- 落下防止及び落下時の影響緩和措置について
- ボロン添加ステンレス鋼及びアルミニウム合金におけるB-10含有量の製造下限値について
- 輸送容器取扱い時の放射線業務従事者の被ばく低減対策について

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、

- 破損燃料、損傷燃料、漏えい燃料及び変形燃料について、燃料の状態の違いが分かるよう定義した上で、3号機使用済燃料プール内の燃料の状態及び本申請の輸送容器で輸送する対象となる燃料について説明すること
- 密封評価におけるリングの設計基準温度の設定根拠について具体的に説明すること
- 輸送容器取扱い時の放射線業務従事者の被ばく低減対策として実施される遮蔽について、その材質、厚さ等を含め、詳細に説明すること
等を求めた。

6. その他

資料：

- 【補足説明資料】破損燃料用輸送容器に係る実施計画Ⅱ章の変更について